2 0 川監公第 5 号 平成 2 0 年 3 月 1 0 日

定期監査(工事監査)の結果の報告に基づく措置について(公表)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 1 9年8月10日付け19川監公第12号で公表した定期監査(工事監査)の 結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥宮京子

同 岩崎善幸

宮 原 春 夫

19 川総行革 227 号 平成 20 年 2 月 21 日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様

同 奥宮 京子 様

同 岩崎 善幸 様

同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づくに措置について (通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項により、平成19年8月10日付け19川監第216号で依頼のありました定期監査(工事監査)の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成19年度定期監査(工事監査)結果に対する措置状況

1 防水工事のかし担保期間を適切に設定すべきもの [指摘の要旨]

溝口駅北口ペディストリアンデッキの屋根補修工事について、契約に当たり 請負者より徴収した見積は、防水工事のかし担保期間 5 年となっているにもか かわらず、契約では1年としていた。

防水工事のかし担保期間については、見積を踏まえた期間を設定されたい。 (高津区役所建設センター)

[措置内容]

契約におけるかし担保期間の設定については、設計担当者と係長に対して研修会を開催し、改めて設計・施工・安全管理への認識と再発防止に対して周知徹底を図りました。

2 設計変更に当たり、適切に工事施行伺を作成すべきもの [指摘の要旨]

設計変更について、建設局所管の「設計変更に係わる事前手続き取り扱い要綱」では、設計変更の事由発生時点で工事施行伺を作成し、決裁を受けることとされている。

しかしながら、岡上跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事、宮前区内都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線(犬蔵)道路築造その4工事について、工事施行伺を作成していなかった。

工事の設計変更に当たっては、要綱に従い適切に工事施行伺を作成されたい。 (宮前、麻生区役所建設センター)

[措置内容]

工事の設計変更に伴う工事施行伺の作成については、宮前区役所建設センターでは平成 19 年 10 月 1 日に、麻生区役所建設センターでは平成 19 年 10 月 26 日に説明会を開催し、改めて要綱に基づく事務手続の周知徹底を図りました。

3 コンクリートミキサー車の過積載について指導すべきもの [指摘の要旨]

生コンの納入書から最大積載量を超える生コンの搬入が、小倉、鹿島田跨線 橋橋梁補修(耐震補強)工事、宮前区内都市計画道路向ヶ丘遊園駅菅生線(大 蔵) 道路築造その3工事においてみられた。

ミキサー車の過積載について、法令遵守を指導されたい。

(幸、宮前区役所建設センター)

[措置内容]

ミキサー車の過積載については、幸区役所建設センター及び宮前区役所建設 センターで研修会を開催し、工事監督を担当する職員全員に、改めて請負業者 への法令遵守について指導を徹底するよう周知を図りました。

4 基準に従い超音波探傷検査を行わせるべきもの

[指摘の要旨]

鉄筋組立のガス圧接について、川崎市土木工事共通仕様書では、川崎市土木工事施工管理基準に従い圧接施工後は、外観検査及び超音波探傷検査を行うとされている。

しかしながら、鹿島田跨線橋橋梁補修(耐震補強)工事及び岡上跨線橋橋梁 補修(耐震補強)工事では、超音波探傷検査は行っていなかった。

鉄筋のガス圧接施工に当たっては、基準に従い超音波探傷検査を適切に行わせるよう徹底されたい。

(幸、麻生区役所建設センター)

[措置内容]

監査の指摘については、竣工書類や写真等を再度確認するとともに、現地で調査を行い橋脚に異常がないことを確認しておりますが、超音波探傷検査について、幸区役所建設センター及び麻生区役所建設センターで研修会を開催し、超音波探傷検査の実施について請負業者への指導を徹底するよう、改めて職員への周知を図りました。

5 適切な水セメント比のコンクリートの使用を確認すべきもの 「指摘の要旨」

五反田橋他 1 橋橋梁補修(耐震補強)工事では、仕様書にあるコンクリートの水セメント比 55%以下とされているにもかかわらず、レディーミクストコンクリート配合報告書によると必要な強度は確保していたが、水セメント比は 56. 5%で基準を超えていた。

また、久地 2 号橋橋梁補修(耐震補強)工事においても同様に水セメント比は 56.5%で基準を超えていた。

施工にあたっては、仕様書に従い適切な水セメント比のコンクリートの使用 を確認されたい。

(高津区役所建設センター)

[措置内容]

平成 19 年 12 月 4 日に各区役所建設センター工事課職員を対象にした「道路橋点検講習会」を開催し、安心・安全な地域生活環境の整備として位置づけられている「橋りょうの耐震対策」について、市民の信頼を損なうことのないよう、事業の重要性・必要性について改めて周知徹底を図りました。

また、高津区役所建設センターでは、現場においてシュミットハンマーによるコンクリート強度試験を行い強度を確認するとともに、設計担当者と係長に対して研修会を開催し、改めて設計・施工・安全管理への認識と再発防止に対して周知徹底を図りました。

以上の状況を踏まえ、公共工事の適正な執行に当たっては、業務執行 に携わる職員に対して監督規程、技術基準、施工管理基準はもとより、 工事執行に関係する問題などを取り入れた研修や講習を定期的に行い、 業務関連法令及び工事執行関係諸基準の周知徹底、技術力維持向上の充 実を図ってまいります。

また、検査においては、「請負工事検査基準」に基づき、工事の実施状況、出来高、品質、及び出来ばえについて厳正かつ適切に実施し、完成確認の徹底を図ってまいります。